

令和7年10月6日付で公告した入札公告を次の通り訂正する。また、次頁以降は公告全文となつており、訂正された箇所は**赤字かつ太字**としている。

令和7年10月17日

茨城町長 小林 宣夫

公 告 日 令和7年10月6日

訂正内容

訂正前

3 入札参加資格

- (5) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
ウ 公告日より過去10年以内に、元請として完成・引渡しが完了した建築物の新営・改修工事に付随した外構工事（官民の発注を問わず、建築物と一体に受注したものを含む。）の施工実績を有すること。

訂正後

3 入札参加資格

- (5) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
ウ 公告日より過去10年以内に、元請として完成・引渡しが完了した建築物の新営・改修工事に付随した外構工事（官民の発注を問わず、建築物と一体に受注したものを含む。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員による実績の場合は、出資比率が30%以上であること。）

なお、上記の訂正に伴い、入札等の日程を以下のとおり延長する。

5 入札参加資格審査申請

- (4) 到着期限 令和7年10月31日（金）午後5時まで

6 設計図書等の取得可能期間等について

- (1) 取得可能期間及び取得方法

ア 取得可能期間 令和7年11月18日（火）午後5時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 質疑及び回答

イ 質疑受付 公告の日から令和7年10月31日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 入札手続等

- (5) 到着期限 令和7年11月18日（火）午後5時まで

9 入札（開札）等

- (1) 日時 令和7年11月19日（水）午後1時30分から

入札公告

次の工事について、一般競争入札（事前審査方式・郵便入札）により執行します。

令和7年10月6日

茨城町長 小林 宣夫

1 入札対象工事

- (1) 工事名 R7茨城町文化交流会館 外構工事
(2) 工事場所 茨城町大字 小堤 地内
(3) 工事概要 外構工事 1式
 土工 1式
 構内舗装（インターロッキングブロック及びアスファルト・コンクリート） 5,172m²
 囲障（コンクリート擁壁・手摺） 1式
 排水（集水柵・雨水排水管布設） 1式
 植栽（ツリーサークル設置） 18箇所
 その他（車止め設置等） 1式
(4) 工期 議会の議決後の翌日から令和8年7月10日まで
(5) 予定価格 金149,400,000円（消費税及び地方消費税を含まない価格）
(6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(7) この工事は、茨城町低入札価格調査制度実施要綱（平成30年茨城町要綱第26号）に基づき、低入札価格調査制度の対象工事とする。
(8) この工事に係る契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決案件であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。

2 入札参加形態 特定建設工事共同企業体

3 入札参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
(2) 構成員数は2者とする。各構成員の出資比率の下限は30%とし、かつ代表構成員の出資比率が全構成員中最大であること。
(3) 経常建設工事共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
(4) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
 ア 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城町の入札参加の制限を受けていない者であること。
 イ 茨城町建設工事入札参加資格審査要項に基づき、令和7・8年度建設工事入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確立した後に茨城町長が入札参加資格の再認定をした者を除く。）

- エ 公告の日から開札予定日までの期間において、茨城町建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 茨城町暴力団排除条例（平成24年茨城町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- カ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- キ 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下、「法」という。）第3条第1項の規定により、土木一式工事に係る許可を有し、法第27条の23に規定する経営事項の審査を契約締結日から1年7月以内の審査基準日で受けている者であること。
- ク 本町の課税対象となっている場合において、当該町税を完納していること。

（5）代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

- ア 水戸土木事務所管内に法に基づく主たる営業所（本店）を有し、資格者名簿に土木一式工事の格付けがA等級、かつ総合数値が950点以上で登載されていること。
- イ 3（5）アで示した業種について、特定建設業の許可を有していること。
- ウ 公告日より過去10年以内に、元請として完成・引渡しが完了した建築物の新営・改修工事に付随した外構工事（官民の発注を問わず、建築物と一緒に受注したものと含む。）の施工実績を有すること。**（共同企業体の構成員による実績の場合は、出資比率が30%以上であること。）**
- エ 法第27条の23に規定する最新の経営事項審査結果において3（5）アで示した業種の平均完工事高が1億7,000万円以上であること。
- オ 本工事に次の要件を満たした技術者を専任で配置できること。
 - ①3（5）アで示した業種に係る配置技術者になり得る国家資格を有すること。
 - ②監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
 - ③競争入札参加資格の確認申請時（以下、「参加確認申請時」という。）以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
 - ④参加確認申請時に、建設業許可における営業所技術者又は特定営業所技術者及び経営業務の管理責任者でないこと。

（6）代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

- ア 茨城町内に法に基づく主たる営業所（本店）を有し、資格者名簿に土木一式工事の格付けがA等級、かつ総合数値が810点以上で登載されていること。ただし、代表構成員の総合数値を上回らないこととする。
- イ 3（6）アで示した業種について、建設業の許可を有していること。
- ウ 本工事に次の要件を満たした技術者を専任で配置できること。
 - ①3（6）アで示した業種に係る配置技術者になり得る国家資格を有すること。
 - ②監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
 - ③参加確認申請時以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
 - ④参加確認申請時に、建設業許可における営業所技術者又は特定営業所技術者及び経営業務の管理責任者でないこと。

4 設計業務等の受託者等

- （1）3（4）カにおける「対象工事に係る設計業務等の受託者」は、次のとおりである。
 - ・株式会社岡田新一設計事務所
- （2）3（4）カにおける「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」は、次のとおりである。

- ア 株式会社岡田新一設計事務所の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が株式会社岡田新一設計事務所の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 入札参加資格審査申請

- (1) 申請方法 郵送（簡易書留とする）
- (2) 提出先 〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080 茨城町総務部財政課
- (3) 提出書類

以下のエからカ及びクからコについては、全構成員分を提出すること。

ア 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）3部

イ 特定建設工事共同企業体協定書 3部

ウ 収信用封筒 1通

※提出したア及びイは3部のうち2部を返送するため、返送に必要な切手を貼付し、封筒に赤字で「不足料金受取人払」と記載しておくこと。

エ 競争入札参加資格確認申請書（様式第3号（その2））

オ 競争入札参加資格確認資料（様式第4号）

※代表構成員と構成員で使用様式が異なるため、注意すること。

カ 建設業許可通知書又は証明書の写し

キ 同種工事の施工実績の確認に要する書類（代表構成員のみ提出とする）

※工事実績情報システム（以下、CORINSという。）又は請負契約書（又はこれに準じたもの）の写し。CORINSで工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。CORINSは、竣工登録時のものに限る。

ク 配置予定技術者の資格等の確認に要する書類

（I）配置予定技術者届出書（様式第1号）

（II）配置技術者になり得る資格を有していることを証明する書類の写し

（III）参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係を証明する書類の写し

（IV）専任技術者一覧票（別紙4）の写し

（V）常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書様式第7号（第3条関係）の写し
※（IV）及び（V）は、建設業許可申請及び変更時提出書類である。

※（IV）及び（V）は、落札金額（税込）が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に定める金額を超える場合、提出を求める。また、（IV）については、法第26条の5等の定めに基づき、配置を行う場合は提出不要とする。

ケ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））（以下、「経営審査事項」という。）の写し。総合評定値の請求をしていない者にあっては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25の10））の写し。なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であって最新の経営審査事項が送達されていない者にあっては、経営事項審査完了票の写しとし、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求しない者であって最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていない者にあっては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しとする。

コ 履歴事項全部証明書の写し

サ 町税納税証明書（茨城町に納税義務がある者のみ提出）

※提出書類の日付は、作成日で記載すること。

※官公庁が発行する書類は、参加確認申請時から3月以内に発行されたものに限る。

- (4) 到着期限

令和7年10月31日（金）午後5時までに茨城町役場に必着。指定の期限までに到着しないものは受理をしない。

(5) 参加資格の有無等の通知

提出された資料を精査した後、参加資格の有無等について特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書及び競争入札資格審査確認通知書により通知する。なお、通知書の送付については、5 (3) ウの返送用封筒へ同封し、対応するものとする。

6 設計図書等の取得可能期間等について

(1) 取得可能期間及び取得方法

ア 取得可能期間

公告の日から令和7年11月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 取得方法

設計図書等のデータ（工事費内訳書の様式データを含む）は、町ホームページ（以下、「HP」という。）「入札関連情報」からダウンロードすることができる。ダウンロードするには、同HPに掲載されている「設計図書等閲覧パスワード交付申請書」をワード形式にて、16 (5) に示すEメール宛に送付し、設計図書等閲覧パスワードを取得すること。ただし、パスワード取得に係る対応時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

※申請書送信後は、必ず16 (5) に示す電話番号へ受信確認の連絡を行うこと。受信確認の連絡がない場合、当町のセキュリティの都合上、迷惑メールへと振り分けられてしまう可能性があり、申請書の返送対応を行うことが出来ない場合がある。

(2) 質疑及び回答

ア 質疑方法等

設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、Eメールで必ず指定の質疑応答書を使用し提出するものとする。

※送信後、必ず受信確認を財政課宛に行うこと。

公告の日から令和7年10月31日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

16 (5) に示す財政課Eメール宛

エ 回答

HP「入札情報」に随時掲載する。

URL:<https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/sangyoubusiness/nyuusatsukeiyaku/003158.html>

7 現場説明会 実施しない。

8 入札手続等

(1) 入札方法

郵便（簡易書留とする）による入札

(2) 提出先

〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤 1080 茨城町総務部財政課

(3) 提出書類

ア 入札書

- ・町指定の入札書とし、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ・入札書の記載内容の不備は無効とする。

イ 工事費内訳書

- ・設計図書等のデータ取得時に同封の様式で作成するものとする。
- ・工事費内訳書の提出にあたり、入札（開札）日、工事名、共同企業体名、代表構成員の商号又は名称及び代表者氏名（印）を表記したものを表紙（任意様式）とするものとする。
- ・入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。

- ・提出した工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ・談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正委員会等に提出する。

※入札書及び工事費内訳書の日付は、入札（開札）日で記載すること。

ウ 連絡担当者の名刺1枚

(4) 提出方法

- 封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。※HP「入札情報」に記載例有。
- ア 中封筒は、入札書を入れ、封緘すること。封筒へは「入札書在中」と朱書きし、開札日、入札に係る工事名、入札参加における共同企業体名及び代表構成員の商号又は名称を表記すること。
 - イ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に工事名、入札参加者代表者の住所、共同企業体名及び代表構成員の商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

(5) 到着期限

令和7年11月18日（火）午後5時までに茨城町役場財政課に必着とする。指定の郵送方法により指定の期限までに到着しないものは受理しない。

9 入札（開札）等

- (1) 日 時 令和7年11月19日（水）午後1時30分から
- (2) 場 所 東茨城郡茨城町大字小堤1080 茨城町役場 2階 第6会議室
- (3) 一般競争入札における1者応札の取扱いについて
 - ア 応札可能業者が県内本店業者のみで、かつ応札可能業者が30者以上であるときは、業種にかかわらず、1者応札は有効として取り扱う。
 - イ 応札可能業者に県外本店業者が含まれる工事の場合、応札可能業者数及び業種にかかわらず、1者応札は有効として取り扱う。
- (4) 入札参加者において、立会いを希望する場合、8（5）に示した入札書到着期限までに16（5）に示すEメール宛にその旨を連絡のうえ立会いをすることができる。
- (5) 入札参加者において、立会いを希望する場合、共同企業体につき1名のみとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 本工事は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の申込みをした者を落札者とする。ただし、本工事は茨城町低入札価格調査制度実施要綱（平成30年茨城町要綱第26号）に基づき低入札価格調査のための調査基準価格を設定しているため、最低の価格の申込みをした者が同価格に満たない価格であったときは、落札決定を保留したうえで、同要綱に基づく調査を実施し、落札者を決定する。
- (2) 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。くじ引きは立会者が引くものとするが、立会者がいない場合、財政課契約・財産管理グループとは関係のない町職員が引くものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 請負契約書の作成

建設工事請負契約書〔茨城町建設工事執行規則（平成8年茨城町規則第9号）様式第2号〕により、契約書を作成するものとする。

- 13 支払条件
- (1) 前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金額の4割を超えない範囲内で請求できる。
- (2) 中間前払金 請求できる。要件については、茨城町公共工事の中間前払金取扱要綱（平成27年茨城町要綱第58号）に定める。
- (3) 部分払い 請求できる。ただし、回数は協議して定める。また、中間前払金と併用できないものとする。

- 14 入札の無効
- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
- ア 入札について不正の行為があった場合
 - イ 入札書及び工事費内訳書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
 - ウ 記名押印のない場合
 - エ 指定の日時までに入札書等が到達しない場合
 - オ 入札書を2通以上提出した場合
 - カ 入札書及び工事費内訳書を提出しなかった場合
- (2) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 15 議会の議決に付すべき契約
- 本入札に係る契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決案件であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。

- 16 その他
- (1) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、この公告の工事現場に専任で配置すること。配置予定技術者が受注者の責によらない事由により配置ができない場合は除く。ただし、専任義務違反が確認された場合は契約を結ばない。また、契約後においては、契約を解除する場合がある。
- (2) 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 提出された資料は、この公告に明示されているものを除き、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書提出後、構成員を原因として、指名停止となった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。
- (ア) 提出場所 5(2)と同様とする。
- (イ) 提出書類
- ①特定建設工事共同企業体解散届
 - ②特定建設工事共同企業体協定書
 - ③競争入札参加資格地位承継申請書
 - ④5(3)ウからサに掲げる書類
- (5) その他詳細不明な点については次に照会のこと。
- 〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080
茨城町総務部財政課 契約・財産管理グループ
電話 029-297-5005(直通) FAX 029-240-7137
電子メール : keiyaku@town.ibaraki.lg.jp
HP「入札情報」URL: <https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/sangyoubusiness/nyuusatsukeiyaku/003158.html>